# ━━4・17イラク派兵違憲判決の意義■━

## ①イラク派兵・名古屋高裁違憲判決

文史上初めて、憲法9条違反の判決として確定した。 立とがなかった。その中で、この判決は5月2日、憲 ことがなかった。その中で、この判決は5月2日、憲 の長沼訴訟地裁判決の2件しかない。しかも、いずれ がした。 を進め、9条を骨抜きにしてきた。この「拡大解釈」を進め、9条を骨抜きにしてきた。この「拡大解釈」を進め、9条を骨抜きにしてきた。この「拡大解釈」を進め、9条を骨抜きにしてきた。この「拡大解釈」を進め、9条を骨抜きにしてきた。ことがなかった。その中で、この判決は5月2日、憲 ま当決は上級審で覆されたため、平和憲法を戴く日本 も判決は上級審で覆されたため、平和憲法を戴く日本 も判決は上級審で覆されたため、平和憲法を戴く日本 も判決は上級審で覆されたため、平和憲法を戴く日本 も判決は上級審で覆されたため、平和憲法を戴く日本 も判決は上級審で覆されたため、平和憲法を対して確定した。 ことがなかった。その中で、この判決として確定した。

#### ②イラクの深刻な実態

憲判決に踏み込んだのはなぜか。 長い「司法の沈黙」を破って、名古屋高裁が違

そこに武装した米兵を自衛隊が送り込んでいる。多くも大規模に行われているのが首都バグダッドであり、民が今なお殺され続けている。その「掃討作戦」が最軍の「掃討作戦」は増加傾向にあり、多くの無辜の市軍の「掃討作戦」は増加傾向にあり、多くの無辜の市でいるとの報告もある(イギリス・ランセット誌)。米の理由の一つはイラクの実態があまりに深刻でその理由の一つはイラクの実態があまりに深刻で



の日本の市民が知らさ れないうちに、日本は 行い、「参戦」している。 名古屋高裁はこれを厳 名古屋高裁はこれを厳

イラク派兵差止訴訟弁護団事務局長 川口 創

上げてきた。
上げてきた。
上げてきた。

こ。
うせ負けるのに、何を馬鹿なことを」などと冷笑され
うせ負けるのに、何を馬鹿なことを」などと冷笑され
提訴当時から、特に弁護士からは「若気の至りだ」「ど

いうところにまで駆り立てたのだと思う。とれが名古屋高裁の3人の裁判官を「違憲判決」とたイラクの深刻な事態が、私たちを本気にさせ続けた。たイラクの深刻な事態が、私たちを本気にさせ続けた。たイラクの深刻な事態が、私たちを本気にさせ続けた。たイラクの深刻な事態が、私たちを本気にさせ続けた。とれが名古屋高裁の3人の裁判官を「違憲判がある」というところにまで駆り立てたのだと思う。

表判官は憲法の番人としての職責を全うし、違憲立 大して特殊な裁判官ではない。その裁判官をしている。 自衛隊派兵の深刻な実態が、この判決では克明に認定 自衛隊派兵の深刻な実態が、この判決では克明に認定 されている。すでに日本は戦争をしている。裁判官は されている。すでに日本は戦争をしている。裁判官は されている。すでに日本は戦争をしている。 表判官は憲法の番人としての職責を全うし、違憲立 裁判官は憲法の番人としての職責を全うし、違憲立 との真実を見抜き、しっかりと認定している。 表判官は憲法の番人としての職責を全うし、違憲立 との真実を見抜き、しっかりと認定している。 表判官は憲法の番人としての職責を全うし、違憲立 との真実を見抜き、しっかりと認定している。

ではあるまい。

### ③2008年4月という時点で

#### 違憲判決が下された意味

この判決が、2008年4月という時点で下されたという時間軸も改めて押さえておきたい。日本では、作という時間軸も改めて押さえておきたい。日本では、一年に、例えば、2006年5月1日に最終報告された「再編実施のための日米ロードマップ」では、米陸下のでででででででででは、1年年によが出来て以降、有事法制が作られ、防衛では、1年によび、1年では、1年によび、1年に

さに「逆流」状態である。とめ、秋の臨時国会に制定という流れを作っている。まくが、秋の臨時国会に制定という流れを作っている。まとなく、さらに海外派兵を拡大しようとしている。となく、さらに海外派兵を拡大しようとしている。となく、さらに海外派兵を拡大しようとしている。となく、さらに海外派兵を拡大しようとしている。となく、さらに海外派兵を拡大しようとしている。

な力となったと考えている。

「は、歯上めなく米軍とともに、まさに恒久がを打たねば、歯止めなく米軍とともに、まさに恒久がを打たねば、歯止めなく米軍とともに、まさに恒久がを打たねば、歯止めなく米軍とともに、まさに恒久

い直しが求められている。 法など、米軍との「同盟」関係についても根本的な問この違憲判決を契機に、今一度米軍再編や派兵恒久

④平和的生存権の具体的権利性を認めた

定した点でも極めて画期的である。た点だけでなく、平和的生存権の具体的権利性まで肯たのだけでなく、平和的生存権の具体的権利性まで肯この判決は、自衛隊のイラク派兵の憲法違反を認め

これまで裁判上では平和的生存権は「抽象的権利

意味はあまりに重い。この重みを私たちは軽視すべき法審査権(憲法81条)を行使した。この判決の持つ

門前払いをされてきた。して闘ったこれまでの裁判でも、原告の訴えはずっとそのため、湾岸戦争から続けられた海外派兵を違憲ととされ、裁判で訴えられるものではないとされてきた。

の名古屋地裁民事了部がいわゆる「田近判決」に が一次の で名古屋地裁民事了部がいわゆる「田近判決」に が一次で、武力の行使等や戦争の準備行為等」への 生存権の具体的権利性を肯定し、「憲法9条に違反する 生存権の具体的権利性を肯定し、「憲法9条に違反する 生存権の具体的権利性を一般論として肯 おいて平和的生存権の具体的権利性を一般論として肯 おいて平和的生存権の具体的権利性を一般論として肯 が11年・協力の強制」も要件に含めるなど、侵害と認 の名古屋高裁判決では、田近判決を引き継いで平和的 と存権の具体的権利性を一般論として肯 が11年・協力の強制」も要件に含めるなど、侵害と認 の名古屋地裁民事了部がいわゆる「田近判決」に が2007年3月23日、イラク派兵第7次 める要件を拡大した。

再編と海外派兵への歯止めになることは間違いない。の行為の違憲性を争うことが可能となる。これが米軍いるさらなる海外派兵についても、法廷で堂々と政府る可能性がある。さらに、今後政府が進めようとして為への加担強制」にあたり、平和的生存権侵害といえ軍事再編で生じている基地の被害など「戦争の準備行軍事再編で生じている基地の被害など「戦争の準備行工の要件からすれば、今全国で進められている日米

#### ⑤判決の効力について

(1) 2点に分けて考える

けて考えることが必要である。
効力と、司法部門(他の全国の裁判所)への効力を分力を考える上では、政治部門(行政、立法)に対するここで、判決の効力について説明します。判決の効

(2) 政治部門への直接の強制力

制執行できない。 は強制執行可能だが、現行法上「派兵差し止め」は強しても、国に対する強制力はない。「慰謝料請求」の点しても、国に対する強制力はない。「慰謝料請求」の点し止め」を最高裁までが認め、判決として確定したとまず、政治部門への効力については、仮に「派兵差

そのため、今回名古屋高裁で仮に主文で差し止めが

ある。 上はイラクからの撤退をさせる強制的な力はないので認められても (上告されるので確定しないが)、現行法

#### (3) 三権分立による影響力

違憲判決を最大限尊重すべき義務があるのである。国会で法律を改正したこともある。政治部門にはこのであろうと、国政上最大限尊重されねばならない。例裁判所の司法判断は、主文であろうと、理由中の判断裁判所には裁判所に与えられている。そのため、の最終判断権限は裁判所に与えられている。そのため、の最終判断権限は裁判所に与えられている。そのため、の最終判断権限は裁判所に与えられている。そのため、の最終判断権限は裁判所に与えられている。そのため、

(4) 司法部への影響力と政治への影響力

ある。 中の判断」に「追随」していくことはよくあることで中の判断」に「追随」していくことはよくあることで理断が動」が重視される。高裁の「理由中の判断」は特の判断」が重視される。高裁の「理由中の判断」は特別の結論の主文よりも、結論を導く過程の「理由中判決の結論の主文よりも、結論を導く過程の「理由中)がある。

確になったことから、次の「派兵」の時には今回より脅威となる。今回の判決で、平和的生存権の基準が明海外派兵を拡大しようとしている国にとっては大きな他の全国の地方裁判所が今後同種の事件を判断する時他の全国の地方裁判所が今後同種の事件を判断する時の全国の名古屋高裁判決で言えば、憲法九条違反を導今回の名古屋高裁判決で言えば、憲法九条違反を導

を を を を で で で になったことから、違憲判決を 確になったことから、違憲判決を で で で で で の に と の に と の に と の に と の に の に と の に に の に に の に 。 に の に 。 。

ことは間違いない。
り返させない大きな歯止めになる
これが国に違憲の海外派兵を繰

(5)以上述べたように、違憲判決は政治部門に対し(5)以上述べたように、違憲判決は政治部門に対して「一発の破壊力」はそれほど強くはない。しかし、て「一発の破壊力」はそれほど強くはない。しかし、て「一発の破壊力」はそれほど強くはない。しかし、

## ⑥普通の市民が憲法9条の力を発揮させた。

3人の素晴らしい裁判官がこの判決を書いてくだったことは事実である。私も裁判官に対して深く深さったことは事実である。私も裁判官に対して深く深さったことは事実である。私も裁判官に対して決してきた。ない。多くの原告と弁護団、支援者、平和を願うではない。多くの原告と弁護団、支援者、平和を願うではない。多くの原告と弁護団、支援者、平和を願うではない。多くの原告と弁護団、支援者、平和を願うを裁判所に示し、裁判所を説得し尽くしてきた。私もを裁判所に示し、裁判所を説得し尽くしてきた。私もを裁判所に示し、裁判所を説得し尽くしてきた。れい。

「お上」が与えてくれたのではなく、無力な普通の「お上」が与えてくれたのではなく、無力な普通のを持ちたい。そして、私たち主権者が憲法を実際に使う持ちたい。そして、私たち主権者が憲法を実際に使う持ちたいと思う。

闘いを広げていきたい。 
高裁4・17違憲判決」を力に、憲法を使い、活かす高裁4・17違憲判決」を力に、憲法を使い、活かすで良かった」で終えてはもったいない。この「名古屋努力」(憲法12条)にかかっている。「良い判決が出この違憲判決を活かすか殺すかは、私たちの「不断のこの違憲判決を活かすか殺すかは、私たちの「不断の